

第 5618 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 22日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ ふるさと納税の返礼品

Q：今年から、ふるさと納税をはじめましたが、返礼品は課税されるのですか？

A：一時所得の課税対象になります。

【解説】

所得税法では、各種所得の金額の計算上、収入すべき金額には、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれることとなっています。

そして、ふるさと納税の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益については、所得税法上の非課税所得にも該当しませんし、また、地方公共団体は法人とされていますことから、法人からの贈与として考えられます。

所得税では、法人からの贈与により取得する金品は一時所得とされていますので、特産品に係る経済的利益は一時所得として取り扱われることとなります。

なお、一時所得の金額（課税対象額）は次のように計算します。

一時所得の金額＝{ (A)その年中の一時所得に係る総収入金額－(B)その収入を得るために支出した金額の合計額(※1)－50万円(※2) }×1/2

※1 その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られます。

※2 (A)から(B)を控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額となります。

